平成２２年（フ）第５１８号
大分市明野西１丁目１番１―383号
債務者　山口キミコ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目28番25―２号
債務者　野元志保子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
鹿児島県垂水市南松原町89番地２　県営下宮団地海―304号
債務者　小串　晴美（旧姓岩重）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
鹿児島県曽於市末吉町二之方5765番地　８―303
債務者　篠原　広子（旧姓湯之上）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
広島県福山市御幸町大字中津原1919番地２、旧住所広島県福山市地吹町17番６号　ブルースカイハイツ202
債務者　北村　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５９号
青森県黒石市境松１丁目77番地
債務者　白井　光子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２６１号
青森県弘前市大字富栄字笹崎168番地１
債務者　高谷　貴子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７３８号
千葉県我孫子市下ケ戸236番地の10　205号
債務者　上田智恵子（旧姓番場）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６２号
千葉県野田市清水234番地　清恵堂ハイツ101
債務者　佐藤　春雄
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７８５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目１番41号　ステップ一番館101
債務者　廣瀬　　博
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１５１号
神戸市兵庫区塚本通３丁目３番20号308号室
債務者　辰装こと　飯田　辰稔
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６８号
神戸市兵庫区下沢通２丁目１番23―205号、従前の住所神戸市兵庫区小河通４丁目２番15―303号
債務者　オフィス山﨑エージェンシーこと　山﨑　聖三
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２４号
神戸市長田区駒ヶ林町２丁目10番14号
債務者　吉田　健一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７５号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番６―201号、従前の住所岡山県美作市英田青野166番地７
債務者　吉森　一男
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８６号
神戸市垂水区上高丸３丁目４番14号、従前の住所兵庫県三木市志染町広野５丁目14番地
債務者　竹内三知子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４３号
神戸市長田区海運町７丁目１番12号　吉田文化202号、従前の住居神戸市長田区海運町２丁目１番15号
債務者　福壽　一弘
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１９号
和歌山市中之島866番地の９　川辺260ビル308
債務者　佐賀ニットこと　古野太久磨
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係